

東アジアにおける都市化問題プロジェクト 2024（令和 6）年度における研究成果のあらまし

このプロジェクトは、2022 年度まで当センターで実施した「原子力に関する国境を越えた住民参加システムの構築に向けた国際共同研究プロジェクト」で得られた都市における合意形成のメカニズムに関する知見を活用して研究を進めています。

この研究プロジェクトの特徴は、従来学際的研究が叫ばれつつも、現実には法学、政治学という学問領域のみならず、法学、政治学の領域内でも対話が十分には行われてこなかったという状況に鑑みて、この 2 つの領域内の様々な専門分野を持つ研究者が一堂に会して議論することにあります。具体的には、現在、民法、行政法、政治学、行政学のそれぞれの研究者が参加しています。

そこで、本年度は、まず昨年度末に行われた墓地の問題を初めとした高齢化に伴う課題についての研究会（写真左は、2024 年 3 月にときめいとで開催された研究会の模様）での討論を踏まえて、6 月に開催



された日本公共政策学会の「企画委員会セッション:超高齢社会と公共政策—法学の観点から—」にプロジェクトメンバー4人が登壇しました。田中良弘客員教授の

司会のもと、「超高齢社会における公私協働—自治会の役割と法的課題—」（宮森征司准教授）では、町内会・自治会などの地縁団体の存立基盤である「家制度」の解体が超高齢社会の招来によって実態的に進んだ中での当該団体の役割について検討し、構成メンバーが結果的に個人的（ex.町内会長、活動を行った個人など）に当該団体の活動に対する責任を負う体制になっていることに対して、認可地縁団体としての地位の獲得を獲得することで当該団体が責任主体になりうることを指摘されました。また、「超高齢社会における行政法と民事法の交錯—墓地法制を題材に—」（橋口祐介甲南大学准教授）では、法律の制定趣旨からすれば専ら公衆衛生上の観点が盛り込まれた墓地埋葬法を実際に公共政策に落とし込む段階で、遺骨の保管場所について本則である公営墓地や公営納骨堂の整備・拡充政策ばかりではなく、宗教法人が設置する墓地や納骨堂の設置許可という「民間委託」により賄ってきたことの課題を検討するものであり、この検討に際して、本来の制定趣旨には盛り込まれなかった消費者保護の観点から経営破綻した民間納骨堂の「利用者」の保護を求める判決が出されている点に着目したものでした。これら報告に対して、討論者として馬場健教授がコメントしました。

この報告・討論の内容を踏まえ、さらに 2025 年 1 月に座談会を開催し、これら一連の研究成果を書籍としてまとめることとなっています（北村喜宣・田中良弘・劔持麻衣編著『「認知症社会と公共政策』（信山社、2025 年 6 月刊行予定））。